



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

所在地	東京都渋谷区円山町 3 番 6 号
会社名	株式会社 ギガプライズ
代表者名	代表取締役社長 梁瀬 泰孝 (コード番号 3830 名証セントレックス)
問合せ先	専務取締役経営企画室長 佐藤 寿洋
電話番号	03-5459-8400 (代表)

株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割の実施により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大及び流動性の向上を図ることを目的といたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成 30 年 6 月 30 日（土曜日）（ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 30 年 6 月 29 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、3 株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,846,400 株
株式分割により増加する株式数	5,692,800 株
株式分割後の発行済株式総数	8,539,200 株
株式分割後の発行可能株式総数	31,039,200 株

③ 分割の日程

基準日公告日	平成 30 年 6 月 15 日（金曜日）
基準日	平成 30 年 6 月 30 日（土曜日）
効力発生日	平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）

④ 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の増加はありません。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成30年7月1日（日曜日）をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10,346,400株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>31,039,200株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成30年7月1日（日曜日）

3. 株主優待について

(1) 変更の理由

平成30年7月1日（日曜日）を効力発生日とする当社普通株式の分割を実施することに伴い、今後ともより多くの株主様に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を一部変更いたします。

なお、今回の株式分割は平成30年7月1日（日曜日）を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成30年3月31日とする平成30年3月期の株主優待は、株式分割前の株式が対象となります。

(2) 変更の内容

<変更前>

保有株式数 (分割前)	株主優待内容	
	継続保有期間3年未満	継続保有期間3年以上
100株～199株	クオカード 1,000円分	クオカード 2,000円分 (1,000円分+1,000円分)
200株～499株	クオカード 3,000円分	クオカード 5,000円分 (3,000円分+2,000円分)
500株以上	クオカード 5,000円分	クオカード 7,000円分 (5,000円分+2,000円分)

<変更後>

保有株式数 (分割後)	株主優待内容	
	継続保有期間3年未満	継続保有期間3年以上
100株～199株	クオカード 500円分	クオカード 1,000円分 (500円分+500円分)
200株～499株	クオカード 1,000円分	クオカード 2,000円分 (1,000円分+1,000円分)
500株～999株	クオカード 3,000円分	クオカード 5,000円分 (3,000円分+2,000円分)
1,000株以上	クオカード 5,000円分	クオカード 7,000円分 (5,000円分+2,000円分)

(3) 変更の実施時期

平成 31 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に記録された株主様を対象とした株主優待から実施いたします。

(4) 継続保有期間の判定

- ① 継続保有期間 3 年以上の株主様とは、当社の株主名簿に同一株主番号で、優待基準日（3 月 31 日）を含む直近 7 回の基準日（3 月 31 日及び 9 月 30 日）に継続して記録された株主様をいいます。
- ② 平成 31 年 3 月期の株主優待における継続保有期間の判定は、平成 28 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 29 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 30 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 31 年 3 月 31 日の 7 回にて判定いたします。
- ③ 継続保有期間の判定は、優待基準日時点の保有株式数にて判定し、途中の基準日の保有株式数については、考慮いたしません。

以 上

(ご参考) 配当について

今回の株式分割は平成 30 年 7 月 1 日（日曜日）を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 30 年 3 月 31 日とする平成 30 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。